

警備業務について

I 警備業務

- 1 設置場所 小石川図書館 本駒込図書館 目白台図書館
- 2 業務内容
 - (1) 火災・盗難及び不良行為の拡大防止
 - (2) 事故確知時における関係先への通知・連絡
 - (3) 事故報告書の提出
 - (4) 受水槽の満減水警報発報時の処置
- 3 警備方法
 - (1) 機械警備とする。
 - (2) 機器設置が完了し、上記の機械警備に切替えるまでの間は、巡回等適切な方法により警備を行う。
- 4 警備実施要領
 - (1) 警備体制
 - ア警備装置
警備対象施設で発生した異常事態を、予め指定された事務所等へ自動的に通報する機能を有する。
 - イ警備実施者
指定管理者又は指定管理者から施設の警備業務を受託したもの（以下「警備実施者」という。）は、警備実施時間中、警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に巡回機動隊との連絡を保持する。
 - ウ巡回機動隊
常に警備実施者との連絡を保持し、警備対象物の異常事態に備える。
 - (2) 警備開始時間と終了時間の取扱い
 - ア警備開始時
最終退館者の警備発信装置の操作により、自動的に表示される「ON」（警備開始）の信号を確認し警備を開始する。
 - イ警備終了時
最初の入館者の警備発信装置の操作により、自動的に表示される「OFF」（警備解除）の信号を確認し警備を終了する。
- 5 異常事態発生時における処置
 - (1) 警備実施者は、警報受信装置により当該警備対象施設に異常事態が発生した事を感じた時は、速やかに巡回機動隊を現場に急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。

【資料集 37】警備業務(Aグループ)

- (2) 警備対象施設に到着した巡回機動隊は異常事態を確認後、事務所へその状態を連絡し、必要に応じて関係先に通報する。
- (3) その後、あらかじめ届け出のある教育委員会の当該緊急連絡者へ連絡する。
- (4) 警備実施時間中に事故が発生した時は、事故報告書を教育委員会の警備責任者に提出する。

6 鍵の預託

- (1) 警備実施に必要な鍵等は、教育委員会・警備実施者相互に預託し、その預託された鍵等はそれぞれ厳重な取扱いと保管をするものとする。
- (2) 警備契約終了後は、教育委員会・警備実施者に預託された鍵等は、それぞれ速やかに返却するものとする。

7 警備装置の保守点検

警備実施者は警備対象施設に設置された警報装置の機能については、適宜保守点検を行うものとし、その都度状況を教育委員会に報告するものとする。

8 損害賠償等

警備実施者は保険に加入することとする。

- (1) 身体上の損害については、1事故につき金10億円とする。
- (2) 財物上の損害については、1事故につき金10億円とする。
ただし、身体上及び財物上を合わせた1事故の限度額を金10億円とする。
- (3) 警備実施者は、警備士・従業員が警備実施時間中に被った損害については、これを負担するものとし、教育委員会は一切責任を負わない。
- (4) 損害等事故原因が天災地変その他不可抗力による場合は、賠償の責めを免れる。

9 その他

- (1) 警備機器の取り付け及び撤去に要する費用は、警備実施者の負担とする。
- (2) 事業報告書において実施報告を併せて行うこと。なお、機械警備記録報告書を併せて教育委員会へ提出すること。
- (3) 本書に定めのない事項、または個々の内容について疑義が生じたときは、別途協議のうえ解決を図るものとする。